

耐震

地震による家の倒壊を防ぐため 建物の耐震診断をしませんか

町建設水道課 建設係 ☎(255)5922

町では無料で耐震診断を実施しています。まだ診断されていない方で「耐震診断を受診してみたい」と思われている方は、お問合せください。また、耐震補強工事に対して補助金制度もあります。

■対象建築物

昭和56年5月31日以前(耐震基準改正前)に建築された家屋で、木造1〜2階建ての建物(ただし車庫や物置は対象外)

■簡易耐震診断と精密耐震診断(無料)

診断方法は2種類あります。(1) ②のどちらでも申し込み可能です

①「簡易耐震診断」…住宅の外観や住宅所有者からの聞き取りにより、耐震診断士が診断表を用いて耐震性の有無を診断します。

②「精密耐震診断」…建物所有者から頂く建築時の資料や住宅の实地調査などを元に、簡易耐震診断と比べ、より正確な耐震性能を診断します。

※なお、精密耐震診断は耐震補強工事を原則実施することを前提に受診ください。

■耐震補強工事補助制度

◎補助対象条件 ①診断基準



町が派遣した耐震診断士による精密耐震診断で、総合評点1.0未満と診断された住宅が、補強工事実施で0.7以上かつ工事実施前を上回る。 ②所得 給与所得の方…1, 442万円以下 その他の方…1, 200万円以下

■申込方法

建設水道課建設係へご連絡ください。申込書を送付します。

国保

65歳未満の方で、失業により国保に移られた方 非自発的失業者に対する国保税の軽減

町住民福祉課 住民国保年金係 ☎(255)6820

会社の都合により退職し、失業した方で国民健康保険に移られた方は、保険税の軽減措置が適用されます。

倒産や解雇などにより、退職して国民健康保険に加入した方は、申請することにより、保険税が軽減される場合があります。

■対象者

①失業(離職)時点で65歳未満 ②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」の方

※②の確認方法「雇用保険受給資格者証」の第1面「12離職理由」欄の理由番号で確認します。

【対象となる理由番号】

◎特定受給資格者…11・12・21・22・31・32

◎特定理由離職者…23・33・34

■軽減内容

保険税の所得割を算定する際、失業した日の翌日から、翌年度末までの間、対象者の給与所得を30/100として算定します。(※軽減対象は、給与所得のみです)

■軽減期間 離職の翌日から翌年度末まで軽減されます。(※就職等で他の保険に加入した場合は、その時点まで)

国保税に適用される軽減期間

Table with 2 columns: 失業(離職)した日, 軽減期間. Rows show dates from Heisei 24 to Heisei 26.

■申請方法

国民健康保険被保険者証(保険証)と雇用保険受給資格者証及び認印をお持ちいただき、住民国保年金係窓口で手続きしてください。

※災害など特別な事情による減免制度もあります。詳しくは右記までお問い合わせください。

連絡

道路交通に支障となる損傷は交通事故につながります 道路施設を破損した場合は連絡を

町建設水道課 建設係 ☎(255)5922 町総務課 庶務係 ☎(255)3143

道路施設を破損した場合は、道路維持管理者等へ連絡ください。

カーブミラー、ガードレールの破損など、道路交通に支障となる損傷は、交通事故の危険性が高まります。町道などのカーブミラーや

ガードレールを誤って破損した場合や、町道の側溝や道路の穴などの損傷箇所を見つけた場合は、連絡をお願いします。

管理

木々の所有者が賠償責任を問われる場合があります 道路に出ている樹木を伐採しましょう

町建設水道課 建設係 ☎(255)5922

車道や歩道の一部において、樹木の張り出しにより通行の妨げとなっている箇所が見受けられますので、伐採をお願いします。

個人宅の庭木や生け垣、沿道の山林の樹木など、倒木や張り出した枝の落下、落雪等により、通行中の歩行者や車両が損傷する事故が発生した場合は、法律によりその所有者が賠償責任を問われる場合があります。建築限界を守り、交通事故防止のためにも、対処をお願いします。

次のような状態がみられる樹木の所有者の皆さまには、当該樹木の伐採または枝払いをお願いします。 ①車道や歩道に樹木が張り出している。 ②枯れ木や枯れ枝等による通行障害がある。 ③竹林の繁茂による通行障害がある。 普段の管理はもとより、強風や大雨、降雪の後には、特にご注意ください。

保育

保育園ってどんなところ? 平成26年度の保育園入園説明会を開催

町住民福祉課 福祉・男女共同参画係 ☎(255)1179

平成26年4月1日以降に保育園に入園を希望される保護者の方を対象に、次の日程で説明会を行います。



■日程

◎11月6日 18時〜19時30分 ◎11月7日 9時30分〜11時

■会場 総合会館

説明会では入園に必要な書類をお配りします。また、託児室を設けますので、ご利用ください。

注意

知らないキノコは、採らない・食べない 毒キノコによる食中毒にご注意を

町住民福祉課 環境係 ☎(255)5924

これからの時期は、毒キノコを原因とする食中毒が多く発生します。特に、ツキヨタケ、クサウラボニタケによる食中毒は、毎年、全国各地で発生しているので注意が必要です。

■注意する点

- ①知らない、自信のないキノコは絶対に食べない。 ②「柄が縦に裂けるキノコは食べられない」「色が地味なキノコは食べられない」など、誤った言い伝えや迷信を信じない。 ③同じ場所で取ったキノコでも複数のキノコが混ざっていることがあるため、調理前にもう一度鑑別する。 ④食用のキノコでも、生の状態で食べたり、一度に大量に食べない。